

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



57歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

3つのステップで行う相続税の計算

意外に知られていない相続税の求め方

こんにちは、高橋学です。経営者の相続・事業承継で相談を受けることの多い私ですが、「相続税の計算」をご存じない方が多い印象を持っています。「速算表（図表1）を用いて算出する」「『3,000万円+600万円×法定相続人の数』の基礎控除を超えた分が課税される」ことはご存じでも、実際にどう計算すればよいか曖昧で、誤解している方も多いのです。今回は相続税の計算のポイントを紹介します。

図表2に計算手順を例と共に示しました。3つのSTEPを追って、実際の納付税額の求め方を見ていきましょう（計算例は、遺産総額3億円、妻が7,500万円、子A＝後継者が1億8,000万円、子Bが4,500万円を相続したとする設定です）。

納付税額はまず「仮の相続税額」を求めてから

STEP1は、相続税の課税対象となる課税遺産総額を求める計算手順です。本ケースの法定相続人は3人であるた

め、基礎控除は4,800万円。遺産総額3億円から4,800万円を引いた2億5,200万円が課税遺産総額となります。

STEP2は相続税総額を求める計算です。相続税総額は、課税遺産総額を法定相続分で分割したと仮定して算出した各相続人の“仮の相続税額”の合計額を適用。妻が法定相続分（2分の1）通りに取得した際の“仮の相続税額”は、取得金額1億2,600万円に40%の税率をかけ、1,700万円の控除額を引いた3,340万円になります（図表1）。これに子供達の“仮の相続税額”の和である2,380万円（1,190万円×2人）を加えた5,720万円が、相続税総額となる計算です。

相続税総額を求めたら次は**STEP3**、取得した遺産の割合で相続税総額をあん分し、各相続人の実際の納付税額を求める最終計算です。各相続人の納付税額を求める計算式は、「相続税総額×実際の遺産の取得割合」。本ケースの取得割合は「妻＝25%、子A＝60%、子B＝15%」であるため、各自の納付金額は、妻が1,430万円、子Aが3,432万円、子Bが858万円となります（ただし妻は配偶者の税額軽減が適用されるため、相続税はかかりません）。

M

■ 図表1 相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

■ 図表2 相続税の計算例

遺産総額3億円で、妻7,500万円、子A＝後継者が1億8,000万円、子Bが4,500万円を相続した場合

STEP1 基礎控除を差し引き課税遺産総額を求める

3億円－(3,000万円+[600万円×3人])＝**2億5,200万円**

STEP2 課税遺産総額を法定相続分であん分し、相続税総額を求める

	妻	子A＝後継者	子B
法定相続分	2分の1	4分の1	4分の1
法定相続分による取得金額	1億2,600万円	6,300万円	6,300万円
仮の相続税額	3,340万円	1,190万円	1,190万円
合計税額＝相続税総額	5,720万円		

STEP3 相続税総額を実際の取得割合であん分し、納付税額を求める

妻＝**5,720万円×25%** (7,500万円/3億円)＝**1,430万円**※

子A＝**5,720万円×60%** (1億8,000万円/3億円)＝**3,432万円**

子B＝**5,720万円×15%** (4,500万円/3億円)＝**858万円**

※この事例では「配偶者の税額軽減」の適用があり、妻の相続税は0円に。